

高齢者の生きがいづくり

高齢者学級

藤代公民館 ☎ 83-2015

60歳以上の方が生きがいづくりなど、豊かな老後を過ごすため、さまざまな課題について学習しています。参加希望の方は、各教室の申込先へ直接お申し込みください。なお、藤代学園の募集は毎年3月に行います。

学級名	問い合わせ先
イキイキ大学(井野地区)	井野公民館 ☎ 73-1032
ときめき学級(小堀地区)	寺原公民館 ☎ 73-1851
白山高齢者学級(白山地区)	白山公民館 ☎ 73-1727
藤代学園(藤代地区)	藤代公民館 ☎ 83-2015

シルバー人材センター

☎ 72-9288

60歳以上の方を対象に、施設管理や植木の手入れ、草刈り、除草、清掃などの仕事を提供します。会員として働くためには、入会説明会の後、入会手続きが必要です。入会説明会は予約制です。事前に電話でお申し込みください。なお、会員は年会費2,000円が必要となります。

げんきサロン(介護予防拠点施設)

社会福祉協議会 ☎ 72-0603

おおむね60歳以上の方が健康づくりや生きがいづくりなどに取り組むことができるよう、市内4カ所に開設しています。

ボランティア講師による体操や手芸など各種サークル活動も行われています。利用時間は全て9:30~16:00です。

名称	開設場所	開館日(平日)	電話番号
いきいきプラザ	取手2-8-2	月・水~金	74-7630
げんきサロン 戸頭西 (旧戸頭西小)	戸頭8-10-1	月~金	78-1800
げんきサロン 稲 (取手西小内)	稲70	火・木・金	73-0735
げんきサロン 藤代 (藤代庁舎内)	藤代700	月~水・金	83-8921

高齢者の憩いの場

入浴、カラオケ設備のほかに、各種趣味教室を開いています。入浴施設利用料は、市内在住の60歳以上と小学生は200円、その他は300円から600円となります。

あけぼの

老人福祉センター ☎ 74-5157

利用時間 9:00~17:00

入浴時間 10:00~17:00

休館日 毎週日曜日、祝日、年末年始

さくら荘

老人福祉センター ☎ 85-8733

利用時間 9:00~17:00

入浴時間 10:00~17:00

休館日 毎週日曜日、祝日、年末年始

〈広告〉

お一人お一人の個性を尊重し、入居者様の希望に沿って、ご自宅で過ごされていた様にお過ごしいただけたらと、それが私たちの願いであり、おもてなしです。



医療法人西秀会の運営する
サービス付高齢者向け住宅
ホスピタリティホーム
きんもくせい



取手市戸頭3丁目2番8号 ☎ 0297-85-5593

併設事業所
にしまぎ指定居宅介護支援事業所
訪問看護ステーションにしまぎ
ヘルパーステーションおひさま

きんもくせい 取手



かたらいの郷

地域交流施設 ☎ 73-8333

利用時間 7～9月 9:00～19:00
10～3月 9:00～17:00

入浴時間 7～9月 10:00～18:30
10～3月 10:00～16:30

休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、月曜日は営業し、翌平日の営業日を休館)、12月31日～1月2日
※年末年始の営業は変更の場合がありますので、電話でお問い合わせください。

◎老人福祉センター「つつじ荘」(我孫子市中峠2607)が我孫子市民と同条件で利用できます(84ページ参照)

ボランティアの活動

介護支援ボランティア

総合ボランティア支援センター ☎ 74-9110

65歳以上の健康な方を対象に社会参加と介護予防を兼ね介護施設でのボランティア活動を行う制度です。空いた時間に気軽に参加できます。ボランティア登録は社会福祉協議会で受け付けています。各施設で1時間の活動で1ポイント(100円)、最大50ポイントまで年度末に交付金の申請ができます。

給食サービス

総合ボランティア支援センター ☎ 74-9110

70歳以上の一人暮らしの方を対象に、市内1カ所、年6回実施しています。会食・レクリエーションを提供しています。1食当たり300円です。

ふれあい・いきいきサロン

総合ボランティア支援センター ☎ 74-9110

一人暮らしや日中一人で話し相手のいない高齢者の方が気軽に集まり、仲間作りをして楽しめる場(サロン)を運営しています。市内に34カ所あります。さまざまなボランティア活動をご紹介します。

在宅支援サービス

住民参加型在宅福祉サービス 有償ボランティア

社会福祉協議会 ☎ 72-3131

60歳以上の一人暮らしの方、障害のある方、産前産後の方(産前8週産後8週)で何らかの支援が必要な方を対象に、買い物、衣類の洗濯・清掃など身の回りの世話をします。料金は1時間700円です。

利用時間 9:00～17:00

福祉

〈 広告 〉

～ 幸運にも取手市に2003年8月に開設 ～



デイ・アクティブホーム 潤取手



～ 潤のデイサービスで ふたたび青春を! ～

利用者様の大切な時間が主体的に
心地よく・充実した在宅生活となるよう
支援・貢献することを基本としています

立つこと、歩くこと、食べることを大切にしています
手作りのお食事がとてもおいしいです
自慢のスタッフが笑顔と温かいおもてなしでお迎えします



利用者様とご家族の在宅生活を応援します。 取手市駒場3-12-8 お問い合わせ 0297-70-5135

取手市の市外局番は ☎ 0297 です

地域包括支援センター

高齢者の健康保持、生活の安定や保健・医療の向上、福祉の増進を包括的に担う中核拠点として設置されています。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、高齢者の身近な相談窓口として介護予防に関するマネジメントなどの総合的な支援を行います。介護などでお困りのときは、お住まい地区の地域包括支援センターにご連絡ください。

名称	所在地	電話・FAX	担当地区
地域包括支援センター はあとぴあ	井野253	☎71-3210 FAX71-3212	青柳、青柳1丁目、井野、井野1～3丁目、井野台1・2丁目、井野団地、小堀、取手、桑原、小文間、台宿、台宿1・2丁目、中央町、長兵衛新田、取手1～3丁目、東1～6丁目、吉田
地域包括支援センター 緑寿荘	野々井1926-2	☎63-4111 FAX63-4122	稲、野々井、井野台3～5丁目、駒場1～4丁目、新町1～6丁目、寺田、中原町、西1・2丁目、白山1～8丁目、本郷1～5丁目
地域包括支援センター さらの杜	下高井2148	☎70-2801 FAX70-2802	市之代、貝塚、下高井、上高井、新取手1～5丁目、戸頭、戸頭1～9丁目、米ノ井、ゆめみ野1～5丁目
地域包括支援センター 藤代なごみの郷	桐木1342-2	☎70-3756 FAX82-7532	岡、和田、山王、配松、神住、中内、桐木、藤代、片町、毛有、清水、小浮気、浜田、紫水1～3丁目、上萱場、下萱場、萱場、大曲、新川、双葉1～3丁目
地域包括支援センター 社会福祉協議会 ふじしろ	藤代700	☎86-6221 FAX70-3038	押切、高須、神浦、大留、小泉、谷中、中田、米田、渋沼、光風台1～3丁目、宮和田、藤代南1～3丁目、平野、桜が丘1～4丁目

高齢者を支援するサービス

問合せ 高齢福祉課

配食サービス事業

65歳以上の高齢者世帯、一人暮らしの高齢者などで身体的理由から（外出困難、調理困難など）必要性が認められる方に、最大週5日（月～金曜日）夕食の弁当を宅配し、安否の確認や孤独感の解消を図ります。1食当たり400円の利用者負担となります。

愛の定期便事業

65歳以上の一人暮らしの高齢者でほかのサービスを利用せず外出の機会が少なく閉じこもりがちな方、近隣に家族がいない虚弱な方を対象に、最大週3回（月・水・金曜日）乳酸飲料を配布しながら安否の確認を行います。利用者負担はありません。

〈 広告 〉

困ったことが発生！
どこに頼んだらいいだろう...

そんな時は

取手福祉サービスに
お任せください！

福祉工事

介護保険を利用することによって
自己負担を軽減できます

- 手すりの取り付け
- 介護用品の販売・レンタル
- コンクリートスロープの設置 など

リフォーム・水回り

- 水漏れ修理・パッキン交換
- 照明・電球の交換
- トイレ・便座・蛇口の交換
- 便器の詰まり解消
- インターホンの取り付け
- 給湯器の交換
- エアコンの取り付け など

暮らしに関する身近な相談窓口

(株)取手福祉サービス

取手市東3-7-1 <http://toride294.co.jp>

ご相談・お見積り **TEL 0297-85-3396**

無料 **FAX 0297-85-3453**

明るく安らぎのある、
居住状態をお届けいたします。



社会福祉法人 香寿会

特別養護 老人ホーム **さらの杜**
Sala no Mori

取手市下高井 2148
TEL.0297-70-2711

さらの杜 検索



高齢者見守りキーホルダー・ステッカー事業

認知症の症状のある方を対象に登録番号が入ったキーホルダー、ステッカーを配布します。徘徊や外出先で突然倒れたり、保護されたときなどに、キーホルダー、ステッカーの番号から身元の確認が迅速に行えます。利用者負担はありません。

緊急通報装置設置事業

65歳以上の病弱な一人暮らしの高齢者などを対象に、警備会社のガードセンターへの通報、ヘルスケアセンターへの相談がボタンひとつでできる装置(端末機)と火災警報機、安否センサーを貸し出します。介護保険料の所得段階区分で費用負担があります。

訪問理美容サービス事業

在宅で寝たきりなどの高齢者を対象に、理美容師が訪問して調髪をします。その出張費(1回2,000円、年4回まで)を助成します。技術料は、利用者負担となります。ただし、利用する本人が市県民税非課税の方に限ります。

短期入所生活介護事業(自立者ショートステイ)

同居家族が冠婚葬祭などやむを得ない理由で不在となる場合や基本的生活習慣の指導や調整が必要な場合、特別養護老人ホームまたは老人保健施設に一時的に保護します(6カ月のうち7日以内)。対象は、65歳以上で介護保険の要介護認定を受けていない高齢者です。利用料金は、収入状況で異なります。

あんしんコール

地域包括支援センターが一人暮らし高齢者に対して電話で定期的な声掛けを行い、安否を確認し孤独感の解消を図ります。利用者負担はありません。

ステッカー購入費助成事業

65歳以上で歩行に支障のある方を対象に、ステッカーの購入費を助成します。助成額は、購入費の2分の1で、上限は5,000円です。申請は1回限りで、利用する本人が市県民税非課税の方に限ります。

紙おむつ支給事業

要介護4以上もしくは、排せつが自立していない要介護1以上の在宅の方に紙おむつを支給します。費用は無料で、年4回(4・7・10・1月)現物を自宅へ配達します。ただし、利用する本人が市県民税非課税の方に限ります。

移送サービス利用料金助成事業

単独で公共交通機関の利用が困難な方で市内移送団体(下記)に会員登録のある方を対象に、利用料の一部を助成する助成券を発行します。1枚の助成額は、移送サービスの場合700円で、タクシー利用の場合は初乗り分です。ただし、利用する本人が市県民税非課税の方に限ります。

- ▶ 社会福祉協議会 ☎ 70-5221
- ▶ NPO法人生きる ☎ 73-8361
- ▶ 藤代なごみの郷 ☎ 82-7530
- ▶ 水彩館 ☎ 77-1317



介護保険制度

問合せ 高齢福祉課

介護保険は、40歳以上の全ての方が加入者で、社会全体で高齢者の暮らしを支える制度です。加入者は、65歳以上の方(第1号被保険者)と40～64歳までの方(第2号被保険者)に区分されています。介護保険サービスを受けるには、まず介護保険認定の申請が必要です。心身の状態などで、介護区分が決まり、その区分に応じてサービスが利用できます(第2号被保険者は、16種類の特定疾病に該当する場合のみ申請できます)

介護保険で利用できるサービス

▶居宅サービス

訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、短期入所、福祉用具の貸与・購入、住宅改修など

▶施設サービス

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院の入所

▶地域密着型サービス

地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護など

介護保険の利用料

介護保険の対象となるサービスを利用した場合、費用の1割から3割を利用者が負担します。利用料には要介護状態区分に応じた利用限度額が設定されていますが、所得の低い方には居住費、食費について自己負担の上限が設けられているほか、在宅介護サービスを利用した場合の利用料一部助成制度があります。

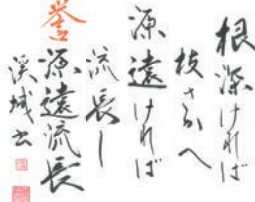
〈広告〉

サービス付高齢者向け住宅

希樹ガーデンパレス

介護保険サービス(併設事業)

・訪問介護 ケアサポートKIKI ・通所介護 希樹ガーデン ・居宅介護支援事業所 希樹(ケアプラン作成)



〒302-0021 取手市寺田4725-3(取手市立老人福祉センターあけぼの隣)

TEL 0297-77-6001 FAX 0297-77-6000

株式会社スマイルライフ

デイサービス 井野ケアサービスセンター

😊 体操・リクリエーション



👉 個別機能訓練

🌊 入浴でリフレッシュ

〒302-0012

取手市井野団地3-19-101

☎0297-70-6031

皆様の「えがお」を大切に。

真心のこもった支援を提供いたします。
介護のことならお任せください。



介護でお困りの方、ご相談ください!



株式会社えがお

取手市新取手1-4-15 原田ビル1階

<http://hp.kaigoban.biz/r7d/>

☎0297-84-6713 FAX0297-84-6714



地域未来への社会貢献



就労移行支援

就労継続支援 B型事業所

相談支援事業所



地域密着型デイサービス

介護タクシー

訪問介護



お問い合わせ → TEL: 0297-70-7050

運営: 株式会社 プラテック 取手市上高井383-1
<https://www.tamatebako-558.com/>



介護保険料

▶65歳以上(第1号被保険者)

本人とその世帯の市民税課税状況や本人の所得などに応じて決まり、14段階に区分されています。個人ごとに納付します。

保険料の納付方法は、公的年金からの天引きによる方法と、納入通知書(口座引き落とし含む)で納める方法があります。原則年間18万円以上の公的年金収入のある方が、年金からの天引きになります。

ただし、65歳になった方や転入した方は、一定期間まで納入通知書(口座引き落とし含む)で納め、その後順次年金からの天引きに移行します。

▶40歳から64歳まで(第2号被保険者)

現在加入している健康保険の算定方法によって異なります。詳細は、加入している医療保険者へお問い合わせください。

生活保護

問合せ 社会福祉課

病気や事故など何らかの理由で収入が減り、生活に困っている方で、資産の活用ができなかったり、身内の援助が受けられなかったり、ほかに生活する手段のない場合に、最低限度の生活を保証する制度です。生活に困ったときはご相談ください。



くらしサポートセンター

問合せ 社会福祉協議会 ☎ 72-0603

経済的な問題だけでなく、家庭や心身などのさまざまな問題や悩みを聞き、一緒に問題を整理し、解決に向けた計画を立て、計画に沿って問題を一つずつ解決していきます。相談受付は、平日8:30から17:15です。

✿ 自立相談支援

生活に困窮している方が早い段階で自立した生活に戻れるように相談に応じます。

✿ 住居確保給付金

離職などで住居を失った方や失うおそれのある方(一定の条件あり)に、就職活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額(上限有り)を支給します。

✿ ひきこもり相談支援

「どこに相談したらいいのかわからない」「将来が心配」など、誰にも相談できずにひとりで悩んでいませんか。

もし、助けが必要な場合や、お知り合いの方の中に救いを求めている方がいる場合には、くらしサポートセンターにご連絡ください。ひきこもり状態にある方やそのご家族に寄り添いながら、一緒に解決方法を考えていきます。

生活福祉資金

問合せ 社会福祉協議会 ☎ 72-0603

市内に在住している方で、生計中心者の失業などによって一時的に生計の維持が困難となった低所得者世帯に対し、新たな仕事を見つけるなど生活の再建を行う間の生活費などの貸付を行い、自立に向けた支援をすることを目的とした貸付です。失業以前に借入申込者が生計を維持していた実績が必要です。ただし、茨城県内に居住する連帯保証人が必要な場合があります。

総合支援資金

低所得世帯対象

生活の立て直しのための継続的な相談支援と生活費および一時的な資金。

福祉資金

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯対象

福祉用具などの購入、障害者自動車購入、負傷または傷病の療養費など。

教育支援資金

低所得世帯対象

学校教育法に規定する高等学校、大学または高等専門学校などに就学するのに必要な経費。

不動産担保型生活資金

低所得高齢者世帯対象

お住まいの不動産を担保としての生活費。

成年後見サポートセンター

問合せ 社会福祉協議会 ☎ 72-0603

成年後見制度とは認知症、精神障害、知的障害などの理由で判断能力が不十分な人の「財産」や「権利」を保護し、支援していく制度です。次の業務を行っています。

成年後見制度利用相談

成年後見制度を利用しようとする人に対し、相談、情報提供、申し立ての手伝いなどをします。

成年後見制度の啓発

広報活動や情報提供を実施し、成年後見制度の普及に努めます。

法人後見受任事業・法人後見監督人事業

家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として後見人や後見監督人などを受任し、支援していきます。

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方へ、福祉サービスの利用手続きの支援や日常的な金銭管理のお手伝いを行います。

中核機関

市(高齢福祉課・障害福祉課)と協働設置し、地域連携ネットワークを構築していきます。

もしもの時の緊急医療情報キット

65歳以上の一人暮らしの方を対象に、安全と安心を守る取り組みとして、かかりつけ医や持病などの情報を入れ「冷蔵庫」に保管する専用のキットを配布しています。

キットは緊急時に救急隊が確認します。

まだ、キットをお持ちでない方は、社会福祉課での申請、または各地域の民生委員児童委員にお声掛けください。



障害者手帳

問合せ 障害福祉課

障害者の各種サービスを利用する上で必要となります。手帳の交付を希望される場合は、障害福祉課または藤代総合窓口課へお問い合わせください。

✿身体障害者手帳

身体に障害のある方が対象

✿療育手帳

知的障害のある方が対象

✿精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患で日常生活や社会生活に制限のある方が対象(初診日から6カ月経過した方)

障害者(児)手当

問合せ 障害福祉課

✿特別障害者手当

20歳以上で、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者が対象

✿障害児福祉手当

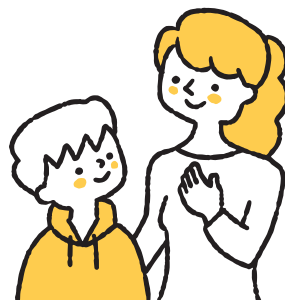
20歳未満で、常時の介護を必要とする在宅の重度障害児が対象

✿在宅障害児福祉手当

20歳未満の重度障害児を養育している方に支給

✿特別児童扶養手当

20歳未満の障害児を養育している方に支給



障害者(児)施設

問合せ 障害福祉課

市内には、障害者(児)を支援する施設が4カ所あります。

施設名	対象	サービス内容
あけぼの ☎74-5157	身体	機能訓練(リハビリなど)、生活介護(食事・入浴・排せつなど)
つつじ園 ☎78-3211 ※地域活動支援センターは、☎79-0211	知的	生活訓練(日常生活能力の維持・向上)、就労継続B(軽作業など)、生活介護(食事・入浴・排泄など)、日中一時支援
障害者福祉センター ふじしろ ☎83-5666	知的	生活訓練(日常生活能力の維持・向上)、就労継続B(軽作業など)、生活介護(食事・排せつなど)、日中一時支援
こども発達センター ☎85-2610	児童	児童発達支援(保育士や専門職による通園指導、心理指導、作業療法など)、放課後等デイサービス(小集団指導)、保育所等訪問支援

特定疾病療養者見舞金制度

問合せ 障害福祉課

特定疾患(難病)の治療中で、茨城県が発行した次の受給者証をお持ちの方に見舞金を支給します。

- 指定難病特定医療費受給者証
- 小児慢性特定疾病医療受給者証
- 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証

心身障害者扶養共済制度

問合せ 障害福祉課

障害者(児)を扶養している65歳未満の方を加入者とし、毎月掛金を納めることで、その加入者に万一のことがあった場合、障害者に対し終身年金を支給する相互扶助の制度です。

本の配送サービス

問合せ 図書館

身体障害者手帳をお持ちの方、介護認定を受けている方などで、配送以外の図書館利用が難しい方には自宅まで本をお届けします。図書館にご相談ください。貸し出しは毎月第1木曜日、貸出期間は1カ月(次回配送日まで)です。点数は本・雑誌・CD・DAISY合わせて12点以内です。

〈 広告 〉

スタッフさん
随時募集中

あっとほーお
障がい者支援事業所

気軽に
楽しく
お出かけしましょ♪

☎0297-77-5412
取手市新取手2-11-12

福祉

〈 広告 〉

見る・触れる・体感する 療育支援 放課後等デイサービス

さすな

自立した日常生活をおくるために
“生きる力”を育む支援活動をします。



お子様がご家族や地域の皆さまとともに豊かで自立した生活を築けるよう、一人ひとりと向き合ったサポートを心がけております。どうぞお気軽にご相談下さい。詳しくはホームページをご覧ください。

お問合せはこちら
☎0297-94-1414
月曜～土曜・祝日(日曜定休)



一般社団法人
笑顔
えかお

相談支援事業所

つなぐ



身体・知的・精神等の障がいがある方や、そのご家族が抱えるさまざまな悩みやお困りごとについてご相談をお受けします。相談は無料です。

お問合せ ☎0297-63-3744

日常生活に関するサービス

問合せ 障害福祉課

障害のある方の日常生活を支援するサービスです。サービスを受けるには、事前に窓口での申し込みが必要なものもあります。

項目	利用方法
重度障害者福祉タクシー利用料金助成	在宅の重度障害者(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1級で自立支援医療制度利用)の方に、医療機関などへの往復に要するタクシーの初乗り料金を助成します。ただし、自動車税・軽自動車税の減免を受ける方は対象外です。
重度障害者紙おむつ支給	在宅の18歳以上で、常時おむつを必要とする重度の身体・知的障害者の方が対象になります。年4回(4・7・10・1月)現物を自宅に配達します。ただし、利用する本人が市県民税非課税の方に限ります。
交通費・燃料費支給	障害児(者)などが社会復帰のための訓練を行うため、福祉施設などに通う交通費と燃料費の一部を助成します。交通費・燃料費ともに月額5,000円を限度とし、支給します。
ステッキカー購入費助成	身体障害者手帳所持者で、65歳未満の歩行に支障がある方を対象に、ステッキカーの購入費の一部を助成します。助成額は購入費の2分の1で、上限は5,000円です。申請は1回限りで、利用する本人が市県民税非課税の方に限ります。
取手市立入浴施設使用料助成事業	取手市立かたらいの郷・あけぼの・さくら荘の入浴施設を使用する障害者(児)および付添人1名の利用料金200円を助成します。助成は1日につき1回に限ります。
移送サービス利用料金助成	障害者手帳所持者で、単独の公共交通機関の利用が困難な在宅者に対して、利用料金の一部を助成します。下記の移送団体に会員登録が必要で、移送サービス利用は700円、タクシー利用は初乗り料金を助成します。ただし、利用する本人が市県民税非課税の方に限ります。 (移送団体) ・社会福祉協議会 ☎70-5221 ・NPO法人活きる ☎73-8361 ・藤代なごみの郷 ☎82-7530 ・水彩館 ☎77-1317
緊急通報装置設置事業	一人暮らしの重度障害者を対象に、警備会社のガードセンターへの通報、ヘルスケアセンターへの相談がボタンひとつでできる装置(端末機)と火災警報機、安否センサーを貸し出します。利用者世帯の所得状況により費用負担があります。
訪問理美容サービス事業	在宅で1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている方で外出が困難な方を対象に、理美容師が訪問して調髪をします。その出張費(1回2,000円、年4回まで)を助成します。技術料は、利用者負担となります。利用する本人が市県民税非課税の方に限ります。



〈 広告 〉



茨城県知事許可(障福指令26号)
事業所番号 0811700434
事業所番号 0811700574

就労継続支援A型事業所

おrikatsu

取手市取手2-3-13関口ビル4階
☎0297-79-5722

おかげさま

取手市新町2-2-8取手パークハイツ105
☎0297-86-8155

「取手駅」から徒歩3分!
ホームページはこちら→



障害福祉サービス

問合せ 障害福祉課

介護給付

障害の程度が一定以上の方に生活上または療養上の必要な介護を行います。

- 療養介護 ●居宅介護 ●重度訪問介護
- 行動援護 ●生活介護 ●地域移行支援
- 地域定着支援 ●同行援護 ●短期入所
- 重度障害者等包括支援 ●施設入所支援

訓練等給付

地域で自立して暮らしていくために必要な知識や技術を身につける支援を行います。

- 自立訓練 ●就労移行支援 ●就労継続支援
- 共同生活援助(グループホーム)
- 宿泊型自立訓練 ●自立生活援助 ●就労定着支援

障害児通所支援(児童福祉法)

問合せ 障害福祉課

- 児童発達支援 ●医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援 ●放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

計画相談支援

問合せ 障害福祉課

介護給付、訓練等給付、障害児通所支援などの利用に当たり、サービスの利用計画を作成し、適切なサービス利用を支援します。

補装具費の支給

問合せ 障害福祉課

身体障害者手帳所持者、または特定医療費(指定難病)受給者証所持者の方で、医師・県の判定の結果などで、補装具が必要と認められた方を対象に、補装具の購入・修理にかかる費用を助成します。

〈 広告 〉

一つ先の福祉施設へ 合同会社 魁 - さきがけ -

私達に生活の中で困りの事があれば、お手伝いさせて下さい。

代表社員 中村 大悟

生活介護事業所 和み
障がい者支援事業所 魁

受付時間 平日 9:00~16:00

〒302-0015 茨城県取手市井野台4-15-37

- ・生活介護
- ・移動支援
- ・行動援護
- ・居宅介護



☎0297-85-3996

障害のある方へ、ご家族の方へ
「就職」のサポートをします!

お気軽にお問い合わせください



人生は七転び八起き!

スタッフが全力で寄り添いサポートします。

Nanacoro
就労移行支援事業所
ななころ取手

株式会社 Nanacoro

取手市新町 4-1-45-301

TEL 0297-71-3733



ななころ取手

知的障害・精神障害・身体障害・難病などの方へ

障がい者の「住まい」のお困りごとを無くす
個別サポート付き障がい者むけ住宅

GROUP HOME
キノッピの家



キノッピの家では、知的・精神に軽度な障害がある方の暮らしを一緒に支える、生活支援サポーターを募集しています。無資格・未経験歓迎/定年なし/週に1日2時間からでOKなので、ご自身のペースで働けます。ご興味のある方は、是非、一緒に働きましょう!



受給者証/障害者手帳/療育手帳の更新手続きもサポート致します。お気軽にご相談下さい!

☎080-5427-0884

✉kinoppihome@outlook.jp

障がい者が安心して暮らせる 福祉サービスのしくみ!
『個別サポート付き障がい者向け住宅という選択』

ぜひ、こちらの書籍も読んでみてください //



各ホームの住所や空室情報はホームページをチェック!!

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

問合せ 障害福祉課

難聴児の健全な言語、社会性の発達を支援するために、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者の方に補聴器購入に要する費用の一部を助成します。

地域生活支援事業

問合せ 障害福祉課

▶意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣

▶地域活動支援センター

創作的活動の提供、社会との交流促進

地域活動支援センターでは、地域で生活する障害者が自立するために、生活改善を図るための訓練や創作的活動などを行います。そして、障害者が地域社会へ参加するきっかけづくりを提供します。

障害者福祉センターつつじ園 ☎ 79-0211

対象 身体・知的・精神障害者

障害者福祉センターあけぼの ☎ 74-5157

対象 身体障害者

▶移動支援事業

屋外での移動困難者に社会参加のための外出移動支援の提供

▶日常生活用具の給付

在宅障害者、または難病の方の日常生活の利便を図るための用具の給付

▶日中一時支援事業

障害者などに日中一時的な活動の場の提供と、家族へのレスパイト(休息・息抜き)の支援の提供

▶訪問入浴サービス事業

重度障害者の方への移動入浴車による入浴機会の提供

▶自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障害者の就労などに使用する自動車の運転免許取得費用・改造費用の助成

公共料金の優遇や割引

問合せ 障害福祉課

障害の種類や程度で、各種サービス内容が異なります。詳細は、障害福祉課へお問い合わせください。

自立支援医療

問合せ 障害福祉課

▶自立支援医療(更生医療)

障害者の障害程度の軽減または維持のための医療給付

▶自立支援医療(育成医療)

障害児の障害程度の軽減または維持のための医療給付

▶自立支援医療(精神通院)

精神通院医療費の一部を公費で負担

医療福祉制度(重度心身障害者マル福)

問合せ 国保年金課

重度心身障害者の健康の保持増進を図るため、保険診療医療費を県と市が負担する制度です。事前登録が必要となります。※所得制限があります。

対象 身体障害者手帳1・2級と3級の内部障害、児童相談所または県福祉相談センターで知能指数35以下と判定された方、身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下と判定された方、障害年金1級、特別児童扶養手当1級、精神障害者保健福祉手帳1級

